

自然災害等による全学休校措置に関するガイドライン

(2026 年 8 月 26 日制定)

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、河川氾濫、大雨、土砂災害、大雪、暴風、地震、噴火等の自然災害（以下、「自然災害等」という。）の影響により学生及び教職員（以下、「学生等」という。）の安全又は通学手段に支障が出ることが懸念される場合において、大学の授業及び定期試験（以下、「授業等」という。）の実施の可否の判断に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 このガイドラインで使用する用語の定義は以下の通りとする。

- (1) 休校 大学の判断により、大学及び大学院の全体の授業等を実施しないこと
- (2) 休講 個別の授業の担当教員の判断により、その授業を実施しないこと
(適用する授業等)

第3条 本ガイドラインは、対面及びオンライン等の授業形態に関わらず、すべての授業等に適用する。

(休講の対象範囲)

第4条 休校は、大学及び大学院を一体としておこなう。ただし、同じ酒折キャンパスに設置されている短期大学の状況も踏まえることとする。

2 休校の判断をおこなった場合は、必ず法人本部へ報告をおこなう。

(河川氾濫、大雨又は土砂災害による休校の基準)

第5条 河川氾濫、大雨又は土砂災害により、甲府市において以下のいずれかの基準に該当した場合は、大学及び大学院を休校とする。

- (1) 気象庁により、警戒レベル4相当の氾濫危険警報、大雨危険警報又は土砂災害危険警報が発表されたとき
- (2) 河川氾濫、大雨又は土砂災害の影響により、酒折駅発着のJR中央本線に運休の発生又は計画運休が予定されているとき

(暴風又は大雪による休校の基準)

第6条 暴風又は大雪により、甲府市において以下のいずれかの基準に該当した場合は、大学及び大学院を休校とする。

- (1) 気象庁により、暴風特別警報又は大雪特別警報が発表されたとき
- (2) 暴風又は大雪の影響により、酒折駅発着のJR中央本線に運休の発生又は計画運休が予定されているとき

(地震による休校の基準)

第7条 地震により、以下のいずれかの基準に該当した場合は、大学及び大学院を休校とする。

- (1) 甲府市において震度 5 強以上の地震を観測したことが発表されたとき
- (2) 地震の影響により、酒折駅発着の JR 中央本線に運休の発生又は計画運休が予定されているとき
- (3) 気象庁による「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき（噴火による休校の基準）

第 8 条 富士山の噴火により、以下のいずれかの基準に該当した場合は、大学及び大学院を休校とする。

- (1) 富士山に噴火警戒レベルのレベル 4 以上が発表されたとき
- (2) 富士山の噴火の影響により、酒折駅発着の JR 中央本線に運休の発生又は計画運休が予定されているとき
- (その他、学長が必要と認めた場合の休校)

第 9 条 第 5 条から第 8 条の規定に係わらず、学長が必要と認めたときには、大学及び大学院を休校とする。

(休校の開始)

第 10 条 第 5 条から第 9 条の休校基準に該当した場合、休校を開始する時限は以下の通りとする。ただし、速やかに休校をおこなう必要がある場合は、この限りではない。

- (1) 前日のうちに翌日が基準に該当することが確定した場合 翌日は終日を休校
- (2) 午前 6 時までの時点で基準に該当した場合 当日は終日を休校
- (3) 午前 6 時以降に基準に該当した場合 直後の時限から休校

(休校の解除)

第 11 条 第 5 条から第 9 条の休校基準に該当しない状況となり、学生等の安全又は通学手段に支障がないことが確認できた場合は、休校を解除する。

(学生の居住地又は通学経路に係る取扱い)

第 12 条 第 5 条から第 9 条の休校基準に該当しない状況において、学生の居住地又は通学経路により、授業に出席することが困難な場合は、当該学生を公欠として扱う。

(休校の周知)

第 13 条 大学が休校を決定したときは、以下の方法にて速やかに学生等に周知する。

- (1) 本学公式ホームページのトップページへの掲出
- (2) UNIPA の掲示配信
- (3) 学生等へのメール配信

(補講)

第 14 条 休校の対象となった授業については、学事暦に定められた授業予備日を活用して、必ず補講を実施することとする。

(改廃)

第 15 条 このガイドラインの改廃は、大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

このガイドラインは、2026 年 8 月 26 日から施行する。